

虚心坦懐に、一度じっくりと学んでみませんか。

憲法9条

第9条① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

講師 **弁護士 石原 修氏** (市ヶ谷教会員)

日時 2007年**7月29日** (日) 午後**3-5時**

会場 **宣教百年記念会堂(東京教会)**

山手線「新大久保」駅下車、大久保通りを右へ徒歩7分

入場無料

主 催

日本福音ルーテル教会信仰と職制委員会

東教区信仰告白に関する委員会

**** 「平和を造り出す教会」になるために****